

証券コード 7705
2022年6月6日

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
ジールサイエンス株式会社
取締役社長 長見善博

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本年も、新型コロナウイルスの感染拡大防止並びに株主様の安全を第一に考え、可能な限り書面による議決権行使の積極的なご利用をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願いいたします。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時30分
（受付開始：午前9時50分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾のご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、議決権行使書面の郵送にて議決権の事前行使を行う方法もございますので、本年も可能な限り郵送での議決権の事前行使をお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gls.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gls.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結株主資本等変動計算書
 - ②連結注記表
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④個別注記表
- なお、上記書類につきましては、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎株主懇談会及びお土産の配布については行いません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

＜ご来場される株主の皆様へ＞

- ◎感染防止の観点から、従来実施していた「今期計画のあらまし」の説明会は行いません。
- ◎ご出席の株主様は、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会受付にて検温を実施させていただきます。検温で37.5℃以上の方や体調不良と見受けられる方は、誠に恐縮ではございますが、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎ご出席の株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種済みの場合でもマスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液による手指消毒へのご協力をお願い申し上げます。ご協力をいただけない場合は、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎株主総会の運営に携わる従業員は、当日の体調に問題がないことを確認したうえで、マスクを着用する等の感染症拡大防止の対応をさせていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

https://www.gls.co.jp/company/ir/shareholder_meeting.html

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、これまで、変化の激しい事業環境において事業の成長及び経営基盤強化のための内部留保を充実させてまいりました。その上で株主の皆様へのご信頼にお応えするため、長期的な観点に立って安定した配当を継続することを基本方針としております。

また2022年3月期の連結業績は、売上高及び各利益ともに過去最高額を達成することができました。上記方針と業績の動向及び配当性向等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては下記のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
 - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 50円 総額 512,988,800円
(普通配当45円、特別配当5円)
 - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日
2. その他の剰余金処分に関する事項
該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>（電子提供措置等） <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2.</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当該事業年度における業務執行状況及び業績等を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有 当社株数	当社との 特別の 利害関係
1	ながみ よしひろ 長見善博 (1959年8月12日) 再任	1982年4月 当社入社 2006年4月 当社大阪支店営業2課長 2007年4月 当社営業本部付課長 2007年10月 海外出向 島津技迺(上海) 商貿有限公司副総経理 2012年7月 当社執行役員海外担当 2012年10月 当社執行役員営業本部副本部長 2013年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外法人 管理室長 2013年6月 当社取締役営業本部長兼営業推進部長兼海 外法人管理室長 2013年7月 当社取締役営業本部長兼海外法人管理室長 2015年4月 当社取締役経営企画室長 ジェエルソリューションズ(株)取締役 2015年6月 当社取締役社長兼内部監査室長兼経営企画 室長 2015年7月 当社取締役社長兼内部監査室長 2018年4月 当社取締役社長 2018年10月 技尔(上海)商貿有限公司董事長(現任) 2019年6月 当社取締役社長兼経営企画室長 2019年7月 当社取締役社長(現任) 2020年10月 (株)AGI グラスアカデミー取締役(現任)	30,521株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 当社社長として、経営全般を統括し、且つ国内及び海外営業の経験により幅広い知識と見識を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有 当社株数	当社との 特別の 利害関係
2	くろかわ としお 黒川 利夫 (1958年9月12日) 再任	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社北関東営業所課長 2005年11月 当社北関東営業所長 2011年12月 当社経営企画室長 2012年7月 当社執行役員経営企画室長 2013年4月 ジーエルソリューションズ(株)取締役 2013年6月 当社取締役経営企画室長 2015年4月 当社取締役営業本部長兼海外法人管理室長 2016年4月 当社取締役営業本部長 (現任) 2018年10月 技尔(上海) 商貿有限公司董事 (現任)	36,102株	なし
【取締役候補者とした理由】 国内営業の経験が長くマーケットを熟知、さらに経営企画室長及び海外法人管理室長の経験により当社の経営全般について深い知識・見識を有しており、現在は営業部門の責任者として当社グループの経営を牽引しております。当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。				
3	たむら たかお 田村 隆夫 (1958年1月1日) 再任	1981年12月 当社入社 2005年4月 当社カスタマーサポートセンター課長 2006年10月 当社カスタマーサポートセンターLC課長 2012年4月 当社総合技術本部第二開発部長兼機器開発課長 2013年7月 当社執行役員第二開発部長 2015年4月 当社執行役員カスタマーサポートセンター部長兼LC課長 2017年4月 当社執行役員総合技術本部長兼カスタマーサポートセンター部長 (株)FLホールディングス取締役 (株)フロム取締役 (現任) 2017年6月 当社取締役総合技術本部長兼カスタマーサポートセンター部長 2019年4月 当社取締役総合技術本部長 (現任)	28,165株	なし
【取締役候補者とした理由】 研究開発部門に加え、顧客対応セクションの経験が長く、当社製品について開発側とユーザー側両面のニーズに関して深い知識と経験を有しており、現在は技術部門の責任者として当社グループの経営を牽引しております。当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有 当社株数	当社との 特別の 利害関係
4	せりざわ おさむ 芹澤修 (1960年5月25日) 再任	1983年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年5月 同行神田駅前支社長 2011年9月 同行融資部臨店指導室長 2013年6月 生化学工業(株)常勤監査役 2014年6月 同社取締役経営管理部長 2017年4月 当社管理本部付顧問 2018年6月 当社取締役管理本部長(現任) 2018年10月 技尔(上海)商貿有限公司監事(現任)	2,151株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 金融機関他上場会社に在籍し、豊富な役職経験と金融面・管理面における幅広い知識・経験を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>				
5	ほんだ よしたか 豊田佳孝 (1963年8月29日) 再任	1986年4月 当社入社 2010年4月 当社ケミカル1課課長 2012年1月 当社マーケティング課課長 2014年4月 当社テクニカルマーケティング課長 2015年7月 当社営業企画部長 2017年4月 当社第三製造部長 2018年7月 当社執行役員第三製造部長 2020年6月 当社執行役員福島工場長兼第三製造部長 2021年4月 当社執行役員福島工場長兼安全保障貿易管理室長兼第三製造部長 2021年6月 当社取締役生産本部長兼福島工場長兼安全保障貿易管理室長兼第三製造部長 2021年7月 当社取締役生産本部長(現任)	13,930株	なし
<p>【取締役候補者とした理由】 製造部門やマーケティング部門の経験があり、当社製品とユーザー側のニーズに関して深い知識と経験を有しており、現在は生産部門の責任者としての役割を果たしております。当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>				

- (注) 1. 取締役候補者の所有当社株数は、2022年3月31日現在のものであり、役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、すでに当該保険契約の被保険者であり、選任後も引き続き被保険者となる予定です。なお、2022年10月に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

当社は、知識・経験・能力、ジェンダーや国際性といった面での多様性とバランスを確保するという考えに基づき、取締役会を構成しております。

本定時株主総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する知見・経験は以下のとおりです。

氏名	当社における 地位・担当	企業経営	ESG SDGs	国際ビジネス	業界知見 マーケティング	研究開発 生産技術	財務会計 人事法務	コンプライアンス リスク管理
長見 善博	取締役社長	●		●	●			
黒川 利夫	取締役 営業本部長		●		●			
田村 隆夫	取締役 総合技術本部長				●	●		
芹澤 修	取締役 管理本部長	●					●	
譽田 佳孝	取締役 生産本部長				●	●		
高岡 章二	取締役 常勤監査等委員 (社外取締役)	●					●	●
籠原 一晃	取締役 監査等委員 (社外取締役)						●	●
永沢 裕美子	取締役 監査等委員 (社外取締役)		●					●

※ 上記は、取締役の経験・担当等を踏まえ、特に能力を発揮することができる項目を記載しており、有する全ての知見・経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有 当社株数	当社との 特別の 利害関係
やまもと ひでき 山本 秀樹 (1958年8月25日) 社外	1984年4月 関西大学工学部助手 1996年4月 同大学工学部助教授 2004年4月 同大学工学部教授 2007年4月 同大学環境都市工学部教授(現任) 2008年10月 同大学入試センター所長 2016年10月 同大学環境都市工学部長 2016年10月 同大学大学院理工学研究科長 2016年10月 (学)関西大学理事 2020年10月 関西大学副学長(現任)	一株	なし
【補欠の監査等委員候補者(社外取締役候補者)とした理由及び期待される役割】 当社の主力事業に関する高度な知見、さらに理事及び副学長としての学校経営への関与、公官庁関連の委員や民間企業の外部有識者委員会委員長・アドバイザー等の幅広い経験を有し、公正で客観的立場から経営の監督や助言を戴けることから、当社の持続的成長に貢献できると判断したため、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。			

- (注) 1. 山本秀樹氏は補欠の監査等委員候補者(社外取締役候補者)であります。
2. 山本秀樹氏が監査等委員に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 山本秀樹氏が監査等委員に就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。同氏が副学長を務める関西大学には当社製品の売上実績があり、同氏は当社と同大学の共同研究における責任者であります。売上と共同研究費(当社負担)の取引額は当社連結売上高の0.1%未満と僅少であり、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監査等委員である取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。山本秀樹氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれます。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展や、緊急事態宣言解除等により緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかし、年末からのオミクロン株の感染拡大や、半導体不足等による供給制約の影響が広がりを見るなど、厳しい状況が継続いたしました。世界経済は、ワクチン接種の進捗状況により各国における経済活動の制限緩和や経済対策による需要の回復に地域差があり、また、ロシアによるウクライナへの侵攻が地政学リスクを高めるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、当社グループは、新型コロナウイルス感染症対策として、取引先に対してはオンライン商談やウェビナーを活用した営業活動を可能な範囲で行っており、従業員に対しては時差出勤・在宅勤務・出張制限等の対策を実施しております。

また、今期からスタートした中期経営計画(3ヵ年)の初年度として、分析機器事業は「挑戦」のスローガンのもとクロマトグラフィー事業の持続的拡大、経営基盤の強化等に取り組んでおります。半導体事業は石英ガラス・シリコン加工における世界有数の「半導体関連精密パーツ総合メーカー」としての地位確立を目指して生産能力増強や営業力強化等に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高につきましては、33,119百万円(前連結会計年度比13.4%増)となりました。損益につきましては、営業利益は4,806百万円(前連結会計年度比25.0%増)、経常利益は4,998百万円(前連結会計年度比27.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,795百万円(前連結会計年度比23.8%増)となりました。

当連結会計年度における各セグメントの業績は次のとおりです。

(セグメント別業績)

(単位：百万円)

	売 上 高			営業利益又は営業損失 (△)		
	前 連 結 会 計 年 度	当 連 結 会 計 年 度	対 前 期 比 (%)	前 連 結 会 計 年 度	当 連 結 会 計 年 度	対 前 期 比 (%)
分 析 機 器 事 業	15,246	15,968	4.7	1,455	1,555	6.9
半 導 体 事 業	12,732	15,758	23.8	2,446	3,161	29.2
自 動 認 識 事 業	1,238	1,393	12.5	△54	80	—
小 計	29,217	33,119	13.4	3,847	4,798	24.7
消 去 又 は 全 社	—	—	—	△0	8	—
連 結 合 計	29,217	33,119	13.4	3,846	4,806	25.0

セグメント別の状況

(分析機器事業)

分析機器事業におきましては、世界的な半導体の供給不足等で心配された自社装置並びに他社装置の納期遅延の影響は軽微であり、売上高は前期を上回ることができました。国内売上高は、消耗品が化学工業、機械工業、生化学、受託分析など、ほぼすべての分野で増収となりました。

特に標準試薬、液体クロマトグラフ関連製品、ガスクロマトグラフ関連製品、固相抽出関連製品、試料調整及び採取関連製品などが好調で増収となりました。

装置は液体クロマトグラフ関連製品をはじめ、ガスクロマトグラフ関連製品、システム関連製品、前処理関連製品が好調で増収となりました。

海外売上高は、コロナ禍等による影響により計画を上回ることができませんでしたが、欧州、北米、アジア、中近東、中南米などで製薬メーカーを中心に液体クロマトグラフ用カラムが前期実績を上回り増収となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 15,968百万円(前連結会計年度比 4.7%増)、営業利益は 1,555百万円(前連結会計年度比 6.9%増)となりました。

(半導体事業)

半導体業界におきましては、5GやAI、IoT、自動運転等の需要の高まりから、半導体の供給不足が顕在化する状況となりました。こうした需給逼迫は当分続くとの見通しから、各メーカーの積極的な設備投資も継続しており、半導体市場は着実に拡大している状況です。

このような環境の中、当事業では、これまでに蓄えた豊富な受注残高と、工場の高稼働に伴う量産効果を背景に、当連結会計年度においては、売上高・利益ともに過去最高額を更新することができました。また、受注残高は過去最高レベルの水準で推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 15,758百万円(前連結会計年度比 23.8%増)、営業利益は 3,161百万円(前連結会計年度比 29.2%増)となりました。

(自動認識事業)

自動認識事業におきましては、部品メーカーの事業撤退により複数社への集中購買が起ること、さらなる部品調達の長納期化に苦慮しております。このような環境の中、モジュール製品は、部品代替え対応などを行うことで医療関連装置への組込み需要への対応が好調に展開でき、売上高が前期を上回りました。

製品分類毎の売上高は特に「モジュール」が伸び、「完成系」、「ソリューション」が堅調に推移し前年を上回りました。「タグカード」は住居関連の需要が大きく増えているものの、部品調達の影響による製造先送りが継続し前年を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 1,393百万円(前連結会計年度比 12.5%増)、営業利益は 80百万円(前連結会計年度は営業損失 54百万円)となりました。

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は2,783百万円であり、その主なものは旧型設備の買換え及び機械装置の新規購入、子会社杭州泰谷諾石英有限公司における第3工場の建設が中心でありました。

資金調達につきましては、特に記載すべきものではありません。

3. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

5. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

6. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

7. 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、全世界で新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進捗状況により各国における経済活動の制限緩和や経済対策による需要の回復に地域差があり、また、ウクライナ情勢を受けた世界経済の悪化や、エネルギー価格の高騰、円安進行による物価高など、引き続き先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

なお、当社グループにおける新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、国内および海外子会社も含め、現時点で大きな問題は発生しておりませんが、今後の様々な事態を想定し事業継続に向けて必要な対応を実施してまいります。

また、部材の調達不安、原材料の高騰など、調達や納期に関する影響は今後も注視していく必要があり、サプライヤの複数化、生産性の向上等に注力してまいります。

当社グループは、分析機器事業、半導体事業、自動認識事業の各事業ともに最先端技術の追求が必須であるため、「研究開発投資」「製造強化や品質向上のための設備投資」に経営資源の重点的投入を行ってまいります。さらに、中期経営計画(2021年度～2023年度)の各施策を遂行することにより、更なる経営基盤の強化と企業価値の増大を図ってまいります。

このような対処すべき課題に対して当社グループでの各セグメントの施策の骨子は次のとおりです。

(分析機器事業)

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① アジア市場の強化 | ④ ESG推進による企業価値向上 |
| ② 主力製品の強化及び収益力の向上 | ⑤ 企業総合力の強化 |
| ③ 持続的成長の為の戦略的投資 | ⑥ 人材基盤の強化 |

(半導体事業)

- | | |
|----------|----------|
| ① 生産能力増強 | ④ 経営基盤強化 |
| ② 営業力強化 | ⑤ 人材育成 |
| ③ 業務効率化 | |

(自動認識事業)

- ① 成長期待分野の推進
- ② 品質向上の推進
- ③ 積極的な営業体制の推進

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

8. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第52期	第53期	第54期	第55期
	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高(百万円)	24,800	25,530	29,217	33,119
経常利益(百万円)	3,139	2,821	3,915	4,998
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,006	1,633	2,257	2,795
1株当たり当期純利益(円・銭)	195.54	159.21	220.00	272.45
総資産(百万円)	32,080	33,091	38,683	42,975
純資産(百万円)	23,489	24,742	27,756	31,529
1株当たり純資産(円・銭)	1,989.86	2,085.03	2,328.13	2,612.48

- (注) 1. 第55期(当連結会計年度)につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

9. 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
テクノクオーツ株式会社	829百万円	65.81%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
杭州泰谷諾石英有限公司	24,100千US\$	テクノクオーツ株式会社 100.00%	半導体製造装置用石英製品・シリコン製品の加工製造販売
GL Sciences B.V.	1,018千ユーロ	100.00%	分析用試料前処理装置の開発・販売 分析機器の販売
GL Sciences, Inc.	475千US\$	100.00%	分析機器の販売
株式会社グロース	6百万円	100.00%	当社製品の加工・組立
GL TECHNO America, Inc.	100千US\$	テクノクオーツ株式会社 100.00%	半導体製造装置用部品その他の製造販売及び輸出入業務
ジーエルソリューションズ株式会社	100百万円	100.00%	入退室管理システム、デバイス及び化学物質総合管理システムの開発・製造・販売
株式会社フロム	50百万円	100.00%	理化学機器及び省力機器の開発及び製造販売
技尔(上海)商貿有限公司	135百万円	100.00%	分析機器の販売

② 企業結合の成果

連結子会社の数は9社であり、当連結会計年度における子会社との連結後の売上高は33,119百万円（前期比13.4%増）、経常利益は4,998百万円（前期比27.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,795百万円（前期比23.8%増）であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特に記載すべき事項はございません。

10. 主要な事業セグメント及び事業内容

事業セグメント	事業内容
分析機器事業	クロマトグラフの装置、消耗品等の製造、仕入、販売
半導体事業	半導体用石英治具及び材料等の製造、仕入、販売
自動認識事業	入退室管理システム、デバイス（他社機器組込み型）及び化学物質総合管理システムの開発・製造・販売

11. 主要拠点等

当社本社：（東京都新宿区）

国内生産拠点：当社総合技術本部（埼玉県入間市）、当社福島工場（福島県福島市）、テクノクーツ株式会社（山形県山形市）

国内販売拠点：当社東京営業部（東京都新宿区）、当社大阪支店（大阪市中央区）、当社横浜支店（横浜市緑区）

海外生産拠点：杭州泰谷諾石英有限公司（中国）

海外販売拠点：GL Sciences B.V.（オランダ）

GL Sciences, Inc.（米国）、GL TECHNO America, Inc.（米国）
技尔（上海）商貿有限公司（中国）

12. 従業員の状況

従 業 員 数		前連結会計年度末比増減
分 析 機 器 事 業	483名	増17名
半 導 体 事 業	549名	増51名
自 動 認 識 事 業	41名	0名
合 計	1,073名	増68名

(注) 1. 上記従業員数には、パートタイマー従業員85名（分析機器事業72名・半導体事業11名・自動認識事業2名）は含んでおりません。

2. パートタイマー従業員は、当連結会計年度の平均雇用人数（1日7時間15分換算）であります。

13. 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,602 百万円
株 式 会 社 山 形 銀 行	737
株 式 会 社 山 口 銀 行	627
株 式 会 社 み な と 銀 行	517
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	283

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 22,380,000株
2. 発行済株式の総数 10,259,776株 (自己株式930,224株を除く)
3. 株 主 数 3,577名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジ ー エ ル サ イ エ ン ス 従 業 員 持 株 会	1,008,872 株	9.8 %
株 式 会 社 島 津 製 作 所	580,000	5.7
森 禮 子	506,094	4.9
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	498,200	4.9
株 式 会 社 山 口 銀 行	496,000	4.8
株 式 会 社 み な と 銀 行	444,000	4.3
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	425,700	4.1
公 益 財 団 法 人 世 界 自 然 保 護 基 金 ジ ャ パ ン	400,000	3.9
株 式 会 社 ワ イ エ ム シ ャ	343,700	3.3
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	297,000	2.9

(注) 当社は、自己株式930,224株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
長見善博	取締役社長 (代表取締役)	技尔(上海)商貿有限公司董事長兼任 株式会社AGIグラスアカデミー取締役兼任
黒川利夫	取締役	営業本部長 技尔(上海)商貿有限公司董事兼任
田村隆夫	取締役	総合技術本部長 株式会社フロム取締役兼任
芹澤修	取締役	管理本部長 技尔(上海)商貿有限公司監事兼任
譽田佳孝	取締役	生産本部長
高岡章二	取締役(常勤監査等委員)	
籠原一晃	取締役(監査等委員)	籠原公認会計士事務所所長兼任 株式会社企業財務研究所代表取締役兼任
永沢裕美子	取締役(監査等委員)	株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役兼任 株式会社ヤクルト本社社外取締役兼任

- (注) 1. 高岡章二氏、籠原一晃氏及び永沢裕美子氏は社外取締役であります。なお、各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員高岡章二氏は、監査・監督の実効性及び内部監査室との連携をより高める、さらに業務執行取締役とのコミュニケーションアップ等の目的で、常勤の監査等委員に選定しております。なお、監査等委員高岡章二氏は、金融機関・事業会社での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員籠原一晃氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役譽田佳孝氏及び監査等委員永沢裕美子氏は、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5. 取締役梁正一氏及び監査等委員三富則栄氏は、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役が業務に起因して負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。その契約の概要は、以下のとおりです。

① 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

② 保険契約の内容の概要

・被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は特約部分も含めて会社負担としており、被保険者は保険料を負担しておりません。

・填補対象となる保険事故の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する法律上の損害賠償請求や争訟費用等が填補されます。

ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する対象事由については填補されません。

4. 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

<報酬の構成並びに水準等>

- ・ 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48回定時株主総会にて決議された年額150百万円を上限額とする。尚、今後、年間報酬限度額が改訂された場合は、改訂後の金額を上限とする。
- ・ 取締役（監査等委員を除く）の報酬の構成については、基本給と取締役の役位に応じた重役手当と合わせた固定報酬を年度報酬とし、月次均等払いとする。
- ・ 年度報酬額については、社員最高者の給与及び世間水準を参考として役位に応じて定める。

<報酬決定プロセス>

- ・ 取締役（監査等委員を除く）の報酬額の決定にあたっては、株主総会における意見陳述権が付与されている監査等委員会から助言及び提言を受け、每期取締役会にて決定し、代表取締役への再一任は行わない。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、決定方針との整合性も含めて監査等委員会から助言及び提言を受けており、取締役会においても報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、監査等委員会の決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

「取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

<報酬の構成並びに水準等>

- ・ 監査等委員の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会にて決議された年額30百万円を上限額とする。尚、今後、年間報酬限度額が改訂された場合は、改訂後の金額を上限とする。
- ・ 報酬の構成については、その職務内容に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとする。
- ・ 各監査等委員の年間報酬額については、常勤・非常勤の別、職務の分担状況、世間水準、当社の監査等委員でない取締役の報酬水準等を考慮して決定する。

<報酬決定プロセス>

- ・ 各監査等委員の年間報酬額については、每期監査等委員全員の協議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第48回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第50回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員 の員数（名）
		固定報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	112	104	7	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22 (21)	21 (20)	1 (1)	4 (3)

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 上記報酬等の総額、固定報酬、退職慰労金、員数には、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）1名が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役（監査等委員を除く）1名に対して12百万円、退任取締役（監査等委員）1名に対して0.7百万円支給しております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先の状況
取締役 (監査等委員)	高岡章二	
取締役 (監査等委員)	籠原一晃	籠原公認会計士事務所所長 株式会社企業財務研究所代表取締役
取締役 (監査等委員)	永沢裕美子	株式会社山口フィナンシャルグループ社外取締役 株式会社ヤクルト本社社外取締役

- (注) 1. 株式会社山口フィナンシャルグループは、当社の大株主であり主要な借入先でもある株式会社山口銀行を傘下に持つ金融持株会社ですが、永沢裕美子氏は同社の業務執行者でなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。
2. 株式会社ヤクルト本社に当社の売上実績はありますが、当社連結売上高の1%未満と僅少であり、当社は永沢裕美子氏が独立性を有すると判断しております。
3. その他の重要な兼職先と当社との間には資本関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務概要

区分	氏名	当社での主な活動状況	期待される役割に関して 行った職務概要
取締役 (監査等委員)	高岡章二	当事業年度開催の取締役会14回全と、その他重要な会議に出席し、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するため質問・助言を必要に応じて適宜行いました。また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、監査等委員会の職務に関する事項についての意見交換並びに監査に関する重要事項等について発言を行いました。	金融機関・事業会社での豊富な経験と幅広い知見で、取締役会において中立的かつ客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、取締役会の機能強化をはかり、社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	籠原一晃	当事業年度開催の取締役会14回全とその他経営会議にも出席、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からの議案審議等に必要な発言を適宜行いました。	公認会計士として高度な専門知識や豊富な経験により、取締役会において公正で客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、監査の実効性の確保をはかり、社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	永沢裕美子	2021年6月24日就任後に開催された取締役会10回全と、その他経営会議にも出席、また、就任後に開催された監査等委員会10回全てに出席し、事業会社における社外取締役の経験を活かして議案審議等に必要な発言を適宜行いました。	金融機関・社団法人における豊富な経験や知見、事業会社における社外取締役の経験を活かした客観的な立場で経営に対する監督や助言を行い、取締役会の機能強化をはかり、社外取締役として期待される役割を果たしております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人 A & A パートナーズ

2. 責任限定契約の内容の概要

特に記載すべき事項はございません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 27百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 46百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

4. 非監査業務の内容

特に記載すべき事項はございません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の品質管理水準、専門性、独立性及びその他の能力など、会計監査人の職務遂行能力・状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

当社及び子会社（以下、当社グループという。）は、『経営理念』に「経営担当者は私欲に負けず（公私混同しない）、常に組織（企業）の利益を第一義に考え、行動し、利益は会社、株主、社員、社会（主として税金）に公平に分配する」と謳うとおり、経営の透明性を維持しつつ企業価値の最大化を図り、株主から負託された経営責任を果たすことを経営の基本方針としております。

1. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築に関する基本方針について次のとおり決議しております。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ) 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
 - ロ) 経営理念及び「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」に基づき「コンプライアンス規程」を制定し、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たす。
 - ハ) コンプライアンスを推進する体制として、取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ従業員に対して適切な研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図る。
 - 二) 当社グループはコンプライアンス組織体制整備として、当社の定める「内部通報規程」及び各社の定める規程に基づき、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、「内部通報窓口」を設置する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ) 取締役の職務執行及び意思決定に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき文書又は電磁媒体に記録し保存するとともに、必要に応じて取締役、取締役監査等委員（以下、監査等委員という。）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - ロ) 情報の管理は、「文書管理規程」「情報管理規程」に基づき厳正に行うものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ) 様々な経営リスクへの適切な対応を行うために「リスク管理規程」を制定し、基本方針や体制を定めて当社グループのリスク管理体制を整備・構築する。
 - ロ) 重要な経営リスクについては、取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成される「経営リスク検討会」を設置し、その対応策等について検討し、対応を指示する。
 - ハ) 当社グループの取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを当社の監査等委員に対して報告を行う。
- 二) 不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「災害対策規程」に従い、対策本部の設置等、緊急時の体制を整備し、当社グループの取締役及び従業員に周知する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用等を行う。
 - ロ) 取締役は全社的な目標を定め、その目標達成に向けて迅速な意思決定ができるよう、IT技術を活用した情報システムを構築し、効率的な業務執行体制を確保する。
 - ハ) 取締役会は、執行役員制度を活用し、取締役会の意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
- 二) 当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか必要に応じて臨時に開催する。又、常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員で構成される経営会議を原則として月2回開催する。
- 尚、経営会議には非常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）も構成員として参加することができる。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 当社グループ各社は経営理念を共有しており、当社グループの取締役及び従業員に対し、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」を徹底し、高い倫理観、価値観に基づき誠実に行動するよう求める。
- ロ) 子会社の経営について、管理担当部門は各子会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理規程」等に基づき適切な管理を行うが、特定の業務については当社取締役会の承認事項とする。

- ハ) 当社取締役会は子会社の取締役に対しては、子会社の営業成績、財務状況、その他重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
 - 二) 内部監査室は、当社グループの企業活動が適法・適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況及び内部統制の状況について、監査等委員、会計監査人と密接に連携しつつ監査し、結果を監査等委員会及び取締役社長に報告する。
 - ホ) 当社グループは、当社の定める「内部通報規程」又は各社の定める規程に従い、不正の通報等が行われた際は、適切に対処する。
- (6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- イ) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築する。
 - ロ) 内部監査室は財務報告に係る全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 - ハ) 当社グループは財務報告に係る内部統制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 取締役は監査等委員会の求めに応じて、その職務を補助する従業員を置く場合は当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査等委員会と相談し、その意見を十分に考慮する。
 - ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動・人事評価等については、予め監査等委員会の同意を得る。
 - ハ) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- (8) 当社の監査等委員会及び監査等委員に報告をするための体制
- イ) 当社グループの取締役及び従業員は、監査等委員が出席する取締役会等の重要な会議において、コンプライアンス・リスク管理・内部統制を含め、会社経営及び事業運営上の重要項目並びに職務執行状況等について報告を行う。
 - ロ) 当社グループの取締役及び従業員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定については、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。

- ハ) 当社グループの取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は当社又は各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会及び監査等委員に報告する。又、監査等委員会及び監査等委員が事業に関する報告を求めた場合、あるいは業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応し、監査等委員会及び監査等委員に協力する。
 - 二) 当社グループは、監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行う事をいっさい禁止する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 取締役は、監査等委員による監査に協力し、監査にかかる諸費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）については監査の実効性を担保するべく予算を措置する。又、前払等の請求がなされた場合は担当部署において審議の上、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ロ) 代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。又、経営会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査等委員の出席を確保する。
 - ハ) 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。又、内部監査の実施状況について適宜報告を受け必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - 二) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができる。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備
- 当社グループの取締役及び従業員は、「ジーエルサイエンスグループ企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」を徹底し、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係を遮断する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① コンプライアンスにつきましては、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」の活動を通じて、コンプライアンス意識の向上を図っております。具体的には、委員会を年2回開催し、Eラーニング（ITを利用した研修）年2回実施、「コンプライアンス便り」の月次発行、コンプライアンス啓蒙ポスター掲示、コンプライアンス啓蒙冊子を従業員へ配布などの施策を実施しました。また、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、内部監査室及び常勤監査等委員が通報先となる「内部通報窓口」、ハラスメントに関する外部相談窓口として「ハラスメント相談窓口」を設置しております。
- ② 重要な経営リスクにつきましては、取締役、常勤監査等委員、執行役員で構成される「経営リスク検討会」において、その対応策等について検討を行っております。重要性の優先度が高い経営リスクについてはリスク低減のためのアクションプランを策定し、総合企画部によりその進捗管理が行われています。毎月行われている経営会議において実務者がプランの進捗を報告し、対応検討を行うなど会社全体で対応しております。
- ③ 取締役の職務の執行につきましては、当期において、取締役会を14回、執行役員を含めた経営会議を16回開催し、経営上の重要事項の検討・決定と共に、適宜内部統制システムの運用状況のフォローを実施しております。
- ④ 子会社の経営につきましては、従来より子会社の独立性を尊重しつつ「子会社管理規程」等に基づく管理を行っております。主要な子会社は同社の取締役、その他の子会社は当社担当取締役が営業成績・財務状況・その他重要な情報について、毎月当社の取締役会に報告しております。
- ⑤ 内部監査室は、年度計画に基づく当社及び子会社に対する内部監査を実施し、企業活動が適法・適正かつ効率的に行われていることを確認して監査等委員会及び取締役社長に対して報告しております。

- ⑥ 財務報告に係る内部統制につきましては、事務局を設置して、金融商品取引法その他の関連法令等に基づき、全社的な財務報告に係る内部統制の状況把握や業務プロセスのモニタリング等を通じて整備状況及び運用状況の評価を行っております。評価及び改善結果について会計監査人に報告し、そのレビューを受けた後「内部統制報告書」として開示しております。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員としましては、内部監査室所属の3名が兼務命令によりその任にあたっており、日常的に常勤監査等委員の指揮下で職務を遂行しております。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われる体制としましては、取締役社長、内部統制担当役員及び監査等委員は、監査上の重要事項等について、定期的な意見交換を実施しております。
- ⑨ 反社会的勢力排除につきましては、管理本部総務部に不当要求防止担当者を設置し、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図りつつ対応しております。

-
- 1. 本事業報告記載の数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、1株当たりの数値及びその他の数値については四捨五入により表示しております。
 - 2. 売上高等の金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	24,829,265	流 動 負 債	8,753,886
現金及び預金	6,119,266	支払手形	500,129
受取手形	780,042	電子記録債権	1,592,723
電子記録債権	2,256,248	買掛金	1,814,774
売掛金	7,316,296	短期借入金	2,113,390
商品及び製品	2,088,095	未払法人税等	776,235
仕掛品	3,028,839	賞与引当金	726,635
原材料及び貯蔵品	2,858,634	その他	1,229,997
その他	390,359	固 定 負 債	2,691,725
貸倒引当金	△8,518	長期借入金	1,846,707
固 定 資 産	18,145,949	再評価に係る繰延税金負債	97,024
有形固定資産	14,639,622	役員退職慰労引当金	104,394
建物及び構築物	6,861,342	退職給付に係る負債	149,375
機械装置及び運搬具	2,706,519	その他	494,224
土地	4,159,780	負 債 合 計	11,445,612
建設仮勘定	291,538	純 資 産 の 部	
その他	620,440	株 主 資 本	25,603,543
無形固定資産	466,390	資本金	1,207,795
投資その他の資産	3,039,936	資本剰余金	1,815,761
投資有価証券	1,985,904	利益剰余金	23,089,602
退職給付に係る資産	465,129	自己株式	△509,615
その他	591,050	その他の包括利益累計額	1,199,935
貸倒引当金	△2,147	その他有価証券評価差額金	601,005
		土地再評価差額金	△312,234
		為替換算調整勘定	669,870
		退職給付に係る調整累計額	241,294
		非支配株主持分	4,726,124
		純 資 産 合 計	31,529,603
資 産 合 計	42,975,215	負 債 及 び 純 資 産 合 計	42,975,215

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	33,119,805
売上原価	21,889,356
売上総利益	11,230,448
販売費及び一般管理費	6,423,547
営業利益	4,806,900
営業外収益	
受取利息	1,670
受取配当金	33,728
為替差益	109,151
補助金収入	6,468
不動産賃貸料	106,823
その他	44,313
営業外費用	
支払利息	31,191
不動産賃貸原価	69,515
その他	9,867
経常利益	4,998,479
特別利益	
固定資産売却益	121
投資有価証券売却益	0
移転補償金	52,953
特別損失	
固定資産除却損	33,871
移転費用	14,745
投資有価証券評価損	3,836
税金等調整前当期純利益	4,999,101
法人税、住民税及び事業税	1,367,391
法人税等調整額	82,387
当期純利益	3,549,322
非支配株主に帰属する当期純利益	754,026
親会社株主に帰属する当期純利益	2,795,295

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資産の部		金額	負債の部		金額
科目		千円	科目		千円
流動資産		11,687,086	流動負債		4,437,101
現金及び預り金	金形権	1,999,461	支払手形	形務金	78,696
受取手形	債権	712,151	子記録	債権	1,017,829
電記簿	債権	1,579,453	短期借入金	金務金	1,005,960
売掛金	債権	3,533,597	一年以内返済予定の長期借入金	金務金	720,000
仕掛金	製品	1,248,960	未払金	金務金	400,920
原材料及び貯蔵品	製品	1,401,963	未払法人税等	金務金	10,588
前払費用	用品	1,157,526	前払法人税等	金務金	11,977
前受金	他金	41,716	引当金	金務金	190,952
貸倒引当金	他金	13,379	役員退職慰労引当金	金務金	121,438
		5,376	固定負債		19,895
		△6,500	定期借入金	金務金	201,222
固定資産		11,590,320	繰上延税引金	金務金	287
有形固定資産		7,383,188	繰上延税引金	金務金	445,325
建物	物産	3,857,659	繰上延税引金	金務金	2,531
構築物	物産	114,644	繰上延税引金	金務金	209,475
機械及び装置	物産	343,173	繰上延税引金	金務金	1,608,155
工具及び備品	物産	174,649	繰上延税引金	金務金	1,253,700
土地	地産	2,864,442	繰上延税引金	金務金	18,158
建物	地産	26,316	繰上延税引金	金務金	122,215
建設仮勘	地産	2,302	繰上延税引金	金務金	97,024
無形固定資産		43,899	繰上延税引金	金務金	58,435
ソフトウェア	ア他	39,055	繰上延税引金	金務金	1,717
その他の資産	ア他	4,843	繰上延税引金	金務金	56,904
投資その他の資産		4,163,232	負債合計		6,045,257
投資有価証券	株式	1,930,207	純資産の部		
関係会社出資	株式	1,733,494	株主資本		16,936,285
破産更生	債権	135,000	資本金		1,207,795
長期前払金	費用	21,174	剰余金		1,819,711
長期貸付金	費用	114,432	資本剰余金		1,751,219
貸倒引当金	費用	20,215	利益剰余金		68,492
	費用	208,708	利益剰余金		14,418,394
	費用	△1,279	利益剰余金		162,748
	費用		利益剰余金		14,255,645
	費用		利益剰余金		121,387
	費用		利益剰余金		7,586,000
	費用		利益剰余金		6,548,258
	費用		利益剰余金		△509,615
	費用		利益剰余金		295,864
	費用		利益剰余金		608,099
	費用		利益剰余金		△312,234
資産合計		23,277,407	純資産合計		17,232,150
			負債及び純資産合計		23,277,407

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		14,551,631
売上原価		9,493,152
売上総利益		5,058,478
販売費及び一般管理費		3,721,177
営業利益		1,337,301
営業外収益		
受取利息	295	
受取配当金	285,674	
為替差益	24,532	
不動産賃貸料	106,823	
その他	36,820	454,146
営業外費用		
支払利息	19,673	
不動産賃貸原価	69,515	
その他	1,411	90,600
経常利益		1,700,847
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
投資有価証券評価損	3,836	
固定資産除却損	11,502	15,338
税引前当期純利益		1,685,508
法人税、住民税及び事業税	283,776	
法人税等調整額	65,887	349,663
当期純利益		1,335,844

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ジーエルサイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 木 間 久 幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジーエルサイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジーエルサイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ジーエルサイエンス株式会社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 木 間 久 幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 村 田 征 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジーエルサイエンス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、毎月、事業の報告を受けたほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

ジーエルサイエンス株式会社 監査等委員会

監査等委員 高岡章二 ㊟
(常勤)

監査等委員 籠原一晃 ㊟

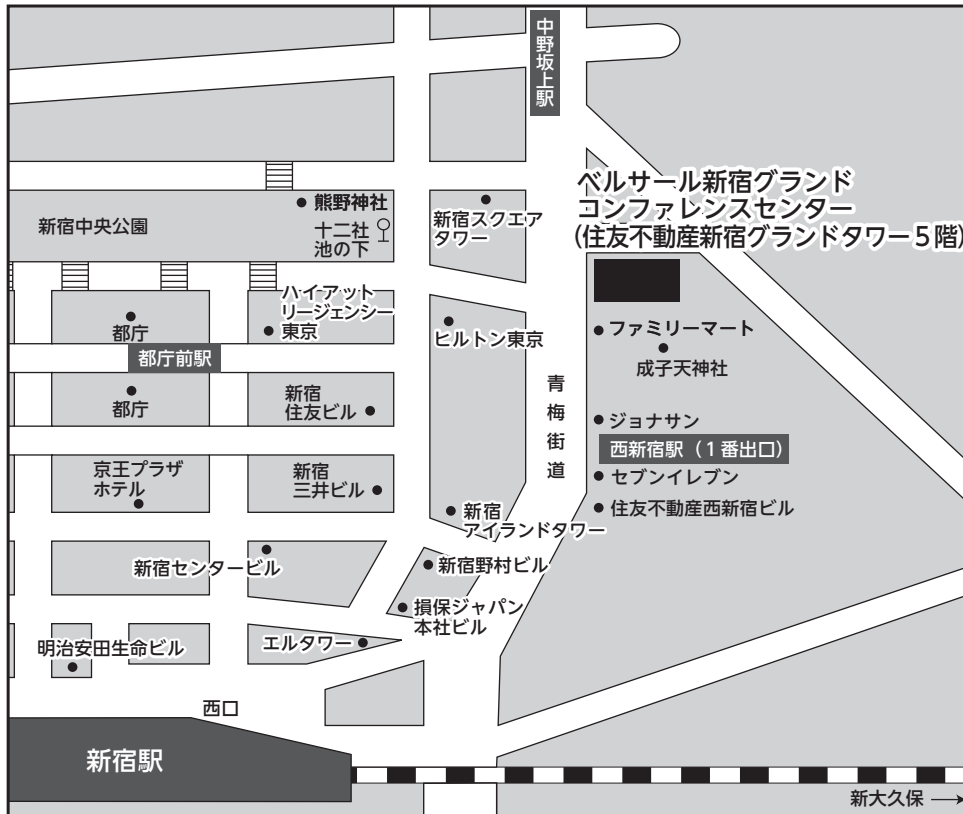
監査等委員 永沢裕美子 ㊟

(注) 監査等委員高岡章二、籠原一晃及び永沢裕美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場 所：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
 ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 電話 03 (3362) 4791



● 交通のご案内 ●	新宿駅 (JR・小田急・京王)	A18出口より	徒歩約15分
	西新宿駅 (丸ノ内線)	1番出口より	徒歩約3分
	都庁前駅 (大江戸線)	E5番出口より	徒歩約7分
	中野坂上駅 (丸ノ内線・大江戸線)	A1出口より	徒歩約9分

〈新型コロナウイルスについて〉

株主総会会場にて感染防止の措置を講じる場合があります。
 総会開催時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、
 感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。